

平成 21 年度 第 9 回法律学教育 FD/IT 活用研究委員会 議事録

I. 日時:2010年2月27日 午後 1 時から午後 3 時まで

II. 会場:私情協事務局会議室

III. 参加者:吉野委員長、執行委員、中村委員、高嶋委員、武士俣委員、
井端事務局長、森下、恩田

(1)前回の「作業部会議事録」の内容の再検討

到達目標を2つに絞った作業部会案に対して、legal reserch、legal reasoning、fact investigation の3種類に合わせた到達目標を設定したほうがよいのではないかとの意見が出された。

これに対して、事務局から、必ずしも学士力と関係させる必要はなく、情報教育に特化した到達目標を設定すれば足りるのであり、主要な授業の中で前提とする情報教育の基礎がここでの対象なので、あまりに高度にしすぎると法情報学の専門家以外の先生は対応できないとの指摘がなされた。併せて、情報教育の到達目標の内容は、毎年見直していくので、できるだけ現状に適合した到達目標を考えるべきであるとの指摘がなされた。

結論として、到達度2④の文言を一部修正し、「事実の調査に基づき、紛争の予防および生活や社会の発展のための提案やプランを立案するために情報通信技術を活用することができる。」とすることに決定した。

次に、到達目標2①の「ソフトウェアを用いて、事例問題を分析し」という箇所について、事例問題を分析するソフトウェアとはどのようなものかとの質問が出された。また、到達目標2③の「情報通信技術を用いて…推論し」という箇所について、情報通信技術を用いた法的推論とは具体的にどのような作業なのかとの質問が出された。

これらの質問に対しては、具体的な教育内容・教育方法、到達度の測定手段の検討と関連させつつ、再検討していくことになった。

以上を踏まえて、前回の作業部会の結果を委員会として承認した。

(2)本日の検討課題

本日の中心的課題として、到達目標1と2のそれぞれについて、教育内容・教育方法、および到達度の測定手段の文章化を次のように行った。

(a)到達目標1の教育内容・教育方法について、次のようにまとめた。

「①は、法に関するデータベースの所在と種類および特性を知り、それぞれのアクセス方法を学ばせる。」

「②は、情報の特性と情報源の信頼度を識別する方法を教え、具体的な法律情報について複数の情報源を比較させ、その信頼性を検証させる。」

「③は、②を踏まえて、情報倫理を考慮しつつ、法律知識情報の関連性をまとめ、図式化等

して表現させる。」

(b)到達目標1の到達度の測定手段について、次のようにまとめた。

「①～③は、具体的な課題を与え、実践させ、その結果をレポート等により報告させ確認する。」

(c)到達目標2についての教育内容・教育方法について、次のようにまとめた。

「①は、事例問題を与え、事実の概要をワープロ、表計算ソフト、図形ソフト等を用いて表現したレポートを提出させる。」

「②は、事例問題を与え、適用可能な方ルールをインターネット上の法律データベース、判例データベース等を用いて検索し、見つけ出し、表計算ソフト等を用い、整理して表現させる。」

「③は、電子掲示板または電子メール上で、対立する当事者の一方の視点で法律構成を文書化して、提出させる。その後相手側の視点で法律構成を同様の方法で提出させる。さらに、反論、再反論を展開させる。」

「④は、ネットワークに限らず、様々な情報源から社会で実際に展開されているデータを利用して、具体的な案を発信させる。」

(d)到達目標2についての到達度の測定手段について、次のようにまとめた。

「①～④は、提出された文書を教員学生が相互評価することなどにより確認する。」

(3)到達目標の一部変更

到達目標1を、「法に関する情報を収集・分析し、理解した内容をまとめ、客観的かつ適切に表現する基礎的な情報処理ができる。」とする。

法律学の情報教育

到達目標1

法に関する情報を収集・分析し、理解した内容をまとめ、客観的かつ適切に表現する基礎的な情報処理ができる。

到達度 1

- ① 情報通信技術を活用して、法に関する知識情報の所在を知り、アクセスして収集することができる。
- ② 情報通信技術を活用して、収集した知識情報の特性と信頼性を吟味し、整理・分析することができる。
- ③ 整理・分析された法的知識をまとめ、情報処理技術を活用し、情報倫理に配慮して、表現することができる。

教育内容・教育方法

- ①は、法に関するデータベースの所在と種類および特性を知り、それぞれのアクセス方法を学ばせる。

②は、情報の特性と情報源の信頼度を識別する方法を教え、具体的な法律情報について複数の情報源を比較させ、その信頼性を検証させる。

③は、②を踏まえて、情報倫理を考慮しつつ、法的知識情報の関連性をまとめ、図式化等をして表現させる。

到達度確認の測定手段

①～③は、具体的な課題を与え、実践させ、その結果をレポート等により報告させ確認する。

到達目標2

情報通信技術を活用して、事例問題解決のために適用可能な法ルールを発見し、それを事実へと適用し、その結果を説得的に表現できる。

到達度

① ソフトウェアを用いて、事例問題を分析し、事実の概要を整理してわかりやすく示すことができる。

② 事例問題解決に適用可能な法ルールを、情報通信技術を用いて、検索・発見することができる。

③ 情報通信技術を用いて、法ルールを事実に応用して推論し、その結果を結論と理由として表現できる。

④ 事実の調査に基づき、紛争の予防および生活や社会の発展のための提案やプランを立案するために情報通信技術を活用することができる。

教育内容・教育方法

①は、事例問題を与え、事実の概要をワープロ、表計算ソフト、図形ソフト等を用いて表現したレポートを提出させる。

②は、事例問題を与え、適用可能な法ルールをインターネット上の法律データベース、判例データベースを用いて検索し、見つけ出し、表計算ソフト等を用い、整理して表現させる。

③は、電子掲示板又は電子メール上で、対立する当事者の一方の視点で法律構成を文書化して、提出させる。その後相手側の視点で法律構成を同様の方法で提出させる。さらに、反論、再反論を展開させる。

④は、ネットワークに限らず、様々な情報源から社会で実際に展開されているデータを利用して具体的な案を発信させる。

到達度確認の測定手段

①～④は、提出された文書を教員および学生が相互評価することなどにより確認する。